## ◎関税定率法及び関税暫定措置法の一

## 部を改正する法律

(平成二六年三月三一日法律第一二号)

提案理由(平成二六年三月一九日・衆議院財務金融委)

盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまし 税暫定措置法の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加 案について御説明申し上げます。 ○麻生国務大臣 まず、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律 提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。 ただいま議題となりました関税定率法及び関

て所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であり 額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額及び関税率等につい 政府は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、少

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。 第一に、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額の拡大 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

であります。

ら二十万円以下の輸入貨物に拡大することといたしております。 率の適用対象を、課税価格の合計額が十万円以下の輸入貨物か 第二に、関税の減税制度の対象の拡充、暫定税率等及び暫定 通関手続の迅速化を図るため、少額輸入貨物に対する簡易税

的減免税制度の適用期限の延長を行うことといたしております。

を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。 律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部 以上が、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法 その他、所要の規定の整備を行うことといたしております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろ

しくお願いを申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二六年三月二五日)

上げます。 ○林田彪君 て、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し ただいま議題となりました両法律案につきまし

案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、少額輸 入貨物に対する簡易税率の適用対象額の拡大及び暫定関税率の まず、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

適用期限の延長等を行うものであります。

と決しました。と決しました。と決しました。次いで、順次採決いたしましたところ、を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、の案は、去る三月十八日当委員会に付託され、十九日麻生財

えます。 なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されたことを申し添

以上、御報告申し上げます。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。○附帯決議(平成二六年三月二五日)

実施すること。

「異なの円滑化、活性化に向けた税関による支援策を積極的にの弾力的な対応に引き続き努めるとともに、被災地域の物流・の弾力を対応に引き続き努めるとともに、被災地域の物流・旧・復興を図るため、被災者の状況に十分配慮した税関手続

東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復

り、また、薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持ち大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増

等に特段の努力を払うこと。事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備め、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従込みを阻止する水際において国民の安心・安全を確保するた

## 三、参議院財政金融委員長報告(平成二六年三月二八日)

入貨物に対する簡易税率の適用対象額及び関税率等について所案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、少額輸まず、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律て、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。○塚田一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまし

について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御方策、国際金融機関における日本人職員を増員させる必要性等手続の迅速化に向けた取組、麻薬、銃器等の水際取締り強化の委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、通関

要の改正を行おうとするものであります。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一

承知願います。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年三月二七日) 政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。 迅速化に努めること。 競争力の強化や輸出入者の利便性の向上に資する通関手続の て、セキュリティ確保と両立させながら、我が国企業の国際 経済・社会のグローバル化・ボーダレス化の進展を背景とし 化に向けた税関による支援策を積極的に実施してきた。近年 旧・復興を図るため、被災地域の物流・貿易の円滑化、活性 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復

外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう 努めること。 及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対 を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢

税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事す みを阻止する水際において国民の安心・安全を確保するため り、また、薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込 大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

特段の努力を払うこと。 る税関職員の処遇改善、 機構の充実及び職場環境の整備等に

右決議する。